

第25号議案

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第8条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第9条第1項中「1年6か月」を「1年6月」に改める。

第11条の2第2号を次のように改める。

(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第11条の2に次の1号を加える。

(3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合

附 則

この条例中第3条第3項及び第9条第1項の改正規定は公布の日から、第8条第1号の改正規定は刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）の施行の日から、その他の改正規定は平成18年10月1日から施行する。